



長野県報

3月5日(木)
令和8年
(2026年)
第689号

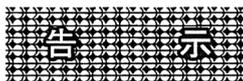
目次

告示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(7件)(森林づくり推進課).....	1
景観計画の変更及び関係図書の縦覧(都市・まちづくり課).....	4
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課).....	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課).....	5
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	6

公告

特定調達契約に係る落札者の決定(産業政策課).....	6
県営土地改良事業の変更計画の策定及び縦覧(2件)(農地整備課).....	7



長野県告示第83号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和8年3月5日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松本市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第84号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和8年3月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松本市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
松本市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第85号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和8年3月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊那市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
伊那市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第86号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和8年3月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
佐久市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第87号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和8年3月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上伊那郡南箕輪村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南箕輪村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第88号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和8年3月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡豊丘村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
豊丘村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び豊丘村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第89号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和8年3月5日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下水内郡栄村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

栄村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第90号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画を次のとおり変更しました。当該景観計画の関係図書は、令和8年3月31日まで公衆の縦覧に供します。

令和8年3月5日

長野県知事 阿部 守一

1 景観計画の名称

国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画

2 景観計画を変更する内容

国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画の区域から大町市の区域を除く。

国道148号線部分は削除されるため、重点地域の名称を変更する。

3 景観計画を変更する理由

大町市が景観法第7条第1項に規定する景観行政団体に移行したため。

4 効力の発生する日

令和8年4月1日

5 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び長野県大町建設事務所整備・建築課

都市・まちづくり課

長野県告示第91号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和8年3月5日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和8年3月5日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
洋服のリフォーム バルキー 801	長野県千曲市屋代988-5	長野県千曲市屋代988-5 洋服のリフォーム バルキー 801

会計課

長野県松本建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した旨、国土交通省関東地方整備局長から通知がありました。

その関係図面は、告示の日から令和8年3月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年3月5日

長野県松本建設事務所長 唐澤 則夫

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 158号
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
松本市安曇3556番の1地先から 松本市安曇3556番の1地先まで	旧	m 11.0～46.1	km 0.0177
同 上	新	11.0～46.7	0.0177

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和8年3月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年3月5日

長野県長野建設事務所長 坂口 一俊

- 道路の種類 県道
- 路線名 長野大町線
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上水内郡小川村大字小根山字舞袋前2910番の1地先から 上水内郡小川村大字小根山字舞袋前2890番の1地先まで	旧	m 17.5～27.0	km 0.1315
同 上	新	16.5～23.0	0.1315

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

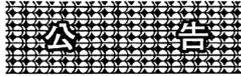
その関係図面は、告示の日から令和8年3月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年3月5日

長野県北信建設事務所長 西山 広一

- (1) 路線名 403号
 - (2) 供用を開始する区間
飯山市大字照岡字矢捨平1668番の3地先から
飯山市大字照岡字そりめ813番の2地先まで
 - (3) 供用を開始する期日 令和8年3月5日
- (1) 路線名 箕作飯山線
 - (2) 供用を開始する区間
飯山市大字照岡字矢捨平1668番の3地先から
飯山市大字照岡字そりめ813番の2地先まで
 - (3) 供用を開始する期日 令和8年3月5日

道路管理課



公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和8年3月5日

長野県知事 阿部 守一

- 落札に係る調達産品等の種類及び数量
工業技術総合センター以下12施設で使用する電気
予定契約電力1,527kW及び予定使用電力量3,817,000kWh
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県産業労働部産業政策課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 落札者を決定した日
令和8年2月19日
- 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 伊藤忠エネクス株式会社
(2) 所在地 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
- 落札金額
79,341,328円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告を行った日
令和8年1月8日

産業政策課